

障害者控除対象者認定の申請について

障害者控除対象者認定申請書を提出する前に以下の内容を確認してください。

申請の要件

- 1 認定対象者本人が、前年の12月31日時点で、65歳以上である方
- 2 認定対象者本人が、申請時に小平市に住民登録がある方。
(住民登録が小平市以外の方は、住民登録のある区市町村にお問合せの上、申請手続きをお願いします)
- 3 認定対象者本人または認定対象者を税金上扶養している方で、所得税または市民税・都民税が課税されている方。
(認定対象者本人または認定対象者を扶養している方が非課税の場合は、認定書が交付されても税額に影響しないため、申請する必要はありません。)

申請に必要な書類

① 小平市障害者控除対象者認定申請書 (別記様式第1号)

② 介護保険被保険者証のコピー

※介護保険被保険者証の発行(保険者)が小平市以外の方または小平市に転入してから1年以内の方は、申請書及び手続きが異なるため、申請する前に必ず高齢者支援課(裏面問合せ先)に連絡して下さい。

※同居の親族以外が申請する場合は、本人との関係性が確認できる書類(戸籍等)をご提出ください。介護保険の送付先変更届を提出されている方は不要です。

申請書の記入方法

- 1 別紙「小平市障害者控除対象者申請書【記入例】」を参照してください。
- 2 「介護保険被保険者番号」は、介護保険被保険者証の住所欄の上にある「番号」を記入してください。

《裏面に続く》

3 申請書下段にある介護認定調査資料等の閲覧同意欄には、認定対象者本人の氏名をお願いします。

(同意ができない場合は、介護認定審査会資料の閲覧できませんので、別途「主治医意見書（又は診断書）」をご提出ください。)

注意事項

- 1 障害者控除対象者認定は、前年の12月31日を基準日として審査を行い、認定された場合の認定書においても、認定基準日は前年12月31日と記載されます。
- 2 申請書下段に同意いただいた場合、介護保険被保険者証の有効期間が上記基準日を含んだ介護保険認定審査会の資料に基づき審査いたします。
- 3 介護保険被保険者証の有効期間により、本申請時の対象者の直近の状態と介護認定（調査）を受けた時の対象者の状態に、乖離がある場合であっても、上記2のとおり審査会資料による審査になります。
- 4 介護保険認定審査会の資料以外で審査を希望される場合、又は申請書下段の介護認定調査資料等の閲覧に同意いただけない場合は、「前年の12月31日」現在の状態における主治医意見書（又は診断書）を申請書に添付してください。
- 5 審査により、障害者控除の対象と認められた場合には「障害者控除対象者認定書」を交付し、また該当しなかった場合には「障害者控除対象者非該当通知書」を申請者に送付します。
- 6 市が申請書を受理してから、認定書（又は非該当通知書）の送付までに、約1～2週間かかります。また、住所地特例により介護保険者が小平市以外の方は、認定審査資料の確認に時間がかかるため、送付までに2週間以上かかりますのでご了承ください。

申請書の提出方法

1 窓口申請

認定対象者の介護保険被保険者証をご持参いただければ、その場で申請できます。

2 郵送申請

申請書、介護保険被保険者証のコピーを同封し、下記送付先にご送付ください。

※医師の意見書での審査を希望される方は、「主治医意見書」を同封してください。(申請書下段に同意している方は必要ありませんのでご注意ください)

問合せ先

高齢者支援課 認定担当

電話 042-346-9759 (直通)

送付先 (郵送の場合)

〒187-8701 小平市小川町2丁目1333番地

小平市役所 高齢者支援課 認定担当 宛